

嬉野市事業継続計画（B C P）【地震】



平成29年2月

嬉野市

目次

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
第1節 計画の主旨と目的	2
第2節 嬉野市事業継続計画の構成	3
第3節 事業継続計画の概要	4
第4節 嬉野市事業継続計画の位置づけ（嬉野市地域防災計画との関係）	6
第5節 嬉野市事業継続計画の基本方針	8
第2章 被害の想定	9
第1節 前提となる断層（嬉野市に地震被害を及ぼす断層）	9
第2節 西葉断層の予想震度	11
第3章 嬉野市の特性	12
第1節 嬉野市の概要	12
第2節 自然条件	12
第3節 行政機能を持つ庁舎の状況	13
第4節 職員の居住状況	13
第4章 想定する地震と被害想定	14
第5章 災害時優先業務	16
第1節 災害時優先業務とは	16
第2節 災害時優先業務の整理	16
第6章 必要資源の確保	17
第1節 必要な資源の確保	17
第2節 市長不在時の代行順位及び職員の参集体制等の確立	17
第3節 代替庁舎の確保	18
第4節 電源の確保	19
第5節 飲料水・食料品の確保	19
第6節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	20
第7節 重要な行政データのバックアップ	20
第7章 事業継続計画の向上に向けた取り組み	21

はじめに

災害対応を経験した自治体職員の言葉

過去に被災した経験を持つ自治体の職員は、その多くが災害前には

- ・災害時でも、庁舎・設備・機器はいくつか使え、職員はそれなりに集まるだろうし、防災担当部局に任せておけばいいだろう。

と思っていたという。しかしながら、実際に災害を経験すると

- ・想像以上に大変であった。

電話・電気が使えない、職員が集まらず人手が足りなかつた。

防災とあまり関係ないと考えていた私の部署が、こんなに忙しくなるとは思ってもいなかつた。

何日も家に帰れず、職員用の食べ物が全然なかつた。

マニュアルがほとんど役に立たなかつた。

という声に変わる。

これは、他自治体の職員への聞き取り調査の結果（関係機関が実施した調査結果）であるが、平成2年の大水害以降、四半世紀に亘り幸いにも甚大な被害を受けることが無かつた本市の職員にも当てはまるのではないだろうか。

職員が「地震があつてもなんとかなるだろう。自分の業務には特に直接的に関係のないもの」という根拠のない安心感を持つことがないよう、「甚大な地震は嬉野市にも起こる」といった危機意識を持てるよう、実効性ある嬉野市事業継続計画（BCP）を策定する。

第1章 基本的事項

第1節 計画の主旨と目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）、平成28年4月16日に発生した熊本地震（マグニチュード7.3、最大震度7）では、防災拠点となるべき自治体の庁舎が消失・倒壊したことにより、行政サービス機能までもが停止する事態に至り、甚大な被害を及ぼす大規模地震の脅威を目の当たりにするとともに、災害に強い自治体のあり方について再認識することとなった。

我々は、過去の災害に学び、自治体自らが被災する事態に陥った場合でも、市民が安全で安心な日常生活ができるだけ早く取り戻すことができるよう、地震災害直後から取り組むべき優先業務等を予め選出し、かつ、業務継続のための人員の確保対策を講じておき、非常時における優先業務を停止させることがないように努めなければならない。

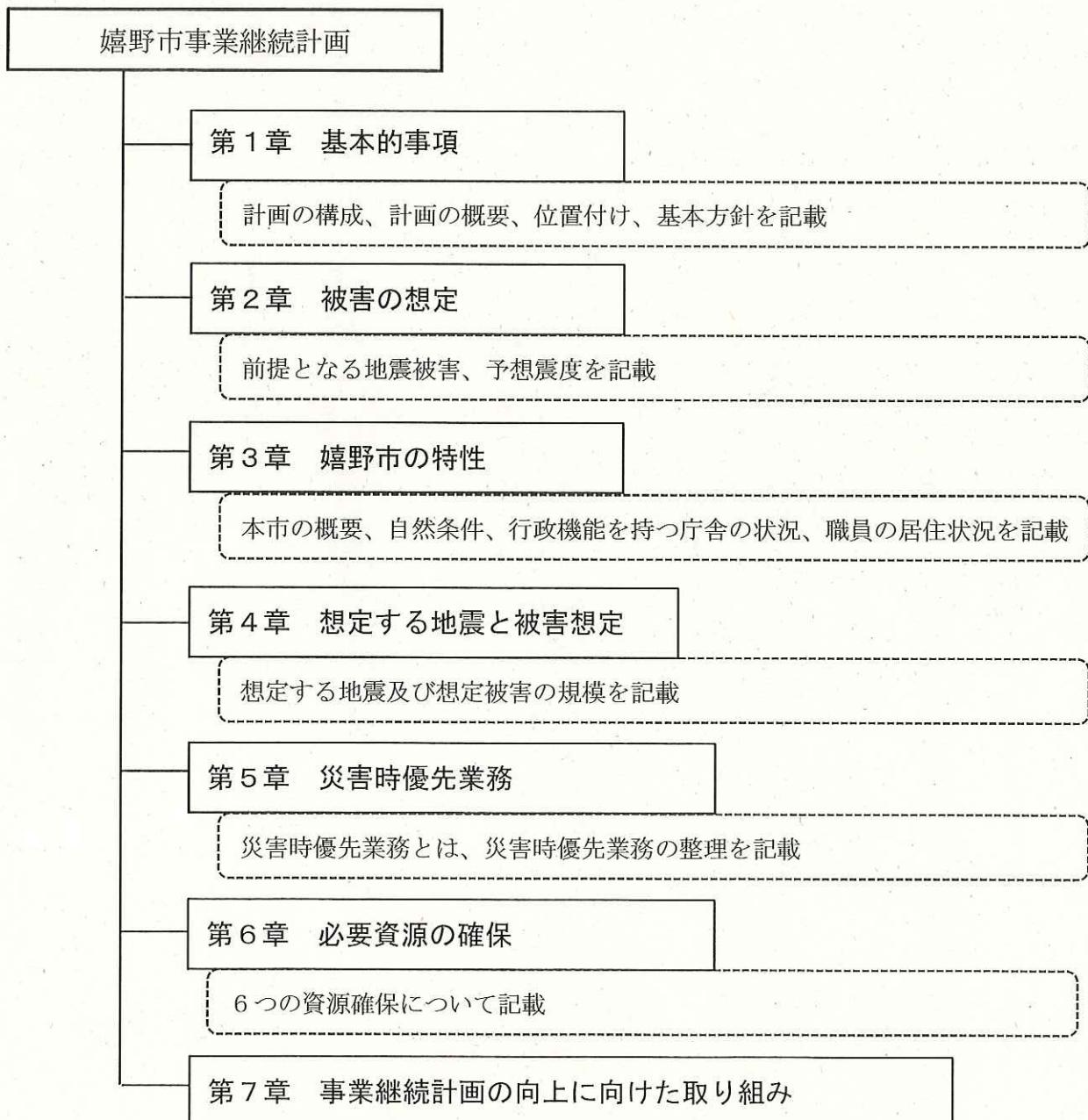
嬉野市地域防災計画では、市民生活に最も甚大な地震被害を及ぼす断層として、西葉断層を想定している。これを踏まえ、市民の安全で安心な日常生活の早期回復を目的とし、大規模地震が発生した場合において嬉野市が行うべき業務等をまとめた「嬉野市事業継続計画（B C P）」を策定するものとする。

第2節 嬉野市事業継続計画の構成

本計画は、地震災害発生時における嬉野市の事業継続計画についてまとめたものであり、下の図の構成により計画する。

なお、非常時優先業務を効果的に実施するため、各課で必要があると認める場合には、具体的な実施方法を示したマニュアルを個別に作成するものとする。

【嬉野市事業継続計画の構成】



第3節 事業継続計画の概要

第1 事業継続計画（B C P）とは

事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）は、人員・資機材・情報・ライフライン等の活用できる資源が極めて制約された中において、市が実施すべき災害応急対策業務や発災後から優先的して行う通常業務(以下、「非常時優先業務」という。)を継続、あるいは早期再開するために、対象業務を特定する・活用資源を確保する・手続きを簡素化する・他の通常業務を一時休止する等の必要な措置を講じることによって、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行えることを目的とした計画である。

第2 非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模災害発生時でも優先して実施すべき業務で、

- ・ 嬉野市地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要がある一部の災害復旧復興業務
- ・ 通常業務のうち、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために発災直後から継続して優先的に行う必要がある一部の業務

をいう。発災後は、当分の間、非常時優先業務を優先的に実施し、その他の通常業務を一時休止するか、非常時優先業務に支障がない限度で実施する。

非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等が適切に遂行されなければ成り立ないことを認識する。

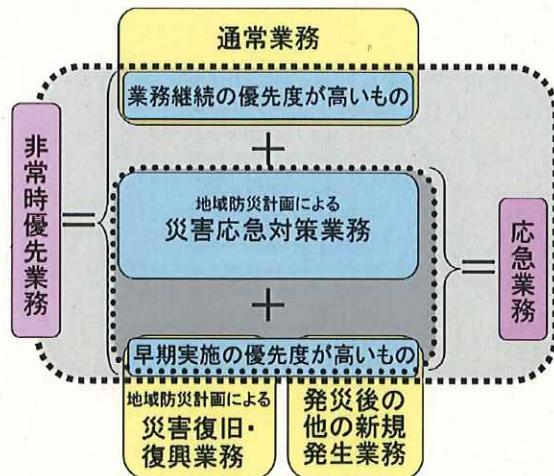


図 1-1 非常時優先業務のイメージ

第3 事業継続計画（BCP）の効果

事業継続計画を策定し、必要な措置を講ずることにより、発災後に一時的に急増する非常時優先業務が発生しても、業務立ち上げ時間の短縮、発災直後の業務レベルの向上といった効果が得られる。

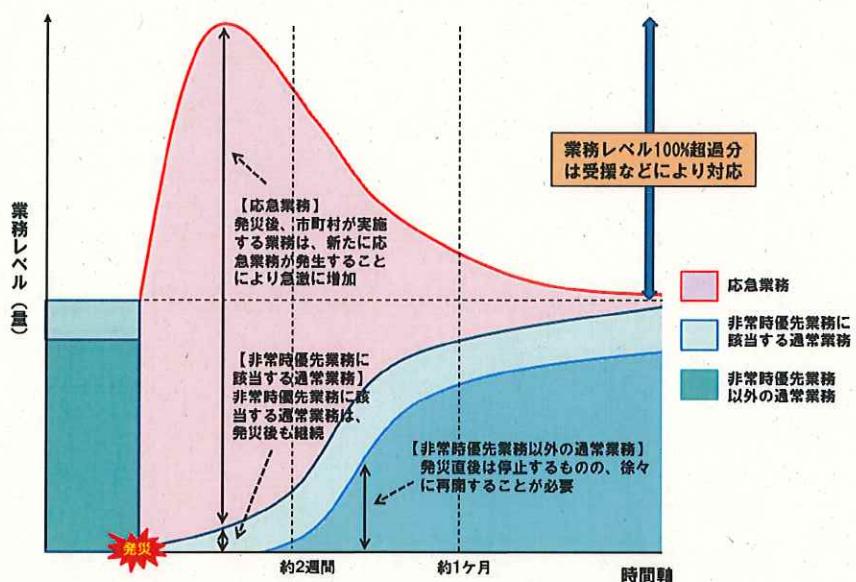


図1-3 発災後に市町村が実施する業務の推移

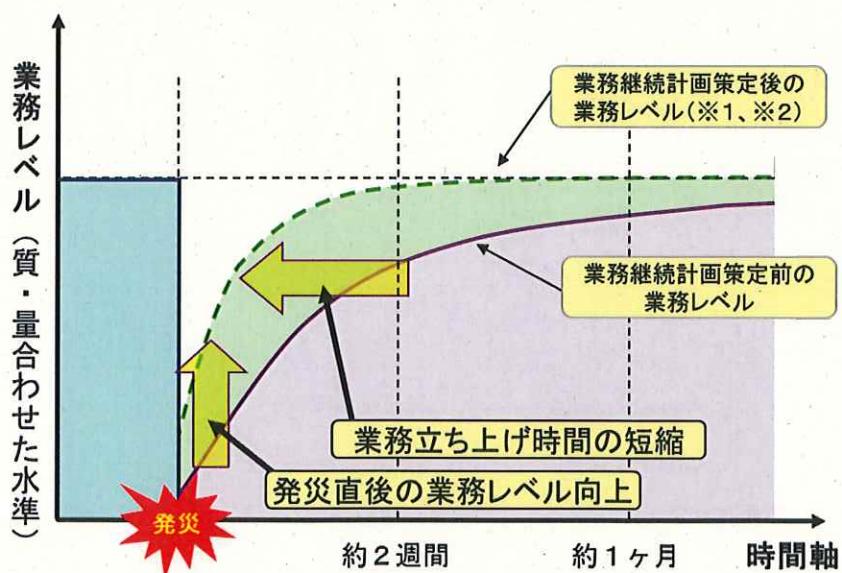


図1-4 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

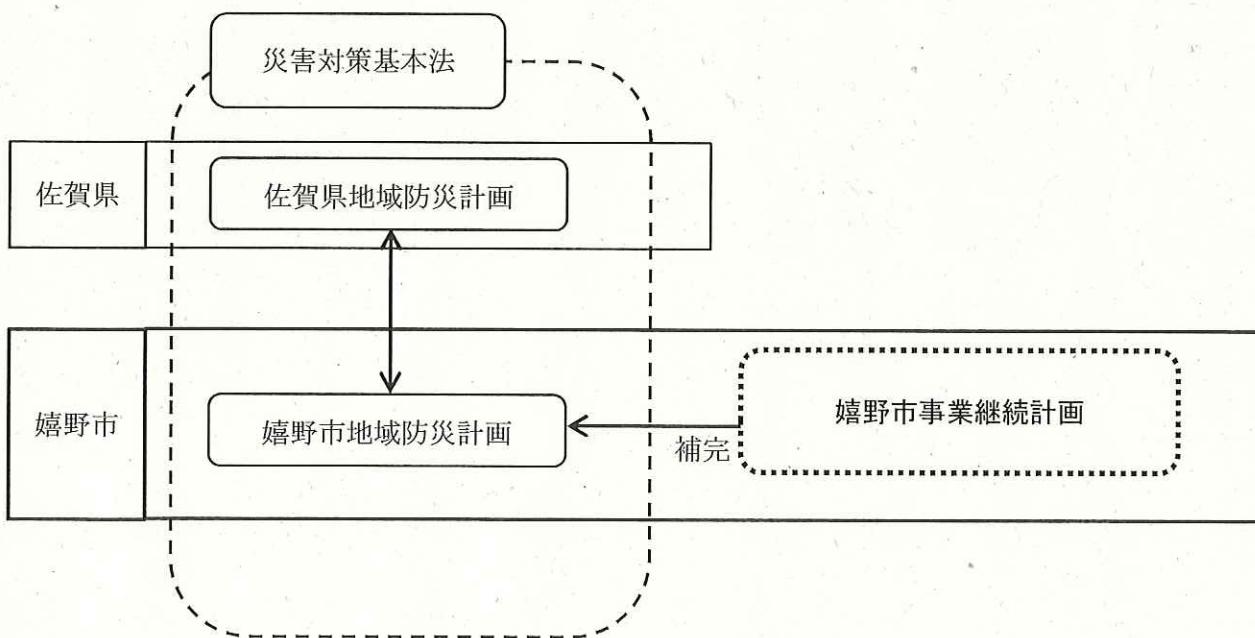
資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 H28.2）

第4節 嬉野市事業継続計画の位置づけ（嬉野市地域防災計画との関係）

嬉野市地域防災計画は、災害の予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項を定めているが、市職員の人員や庁舎等の施設や設備が甚大な被害を受けた場合の具体的な対応までは規定していない。

しかしながら、過去の甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震では、業務に支障を及ぼす庁舎の消滅・倒壊や停電等が認められた。

したがって、嬉野市地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時においても円滑に実施するためには、嬉野市事業継続計画を策定し、本市の庁舎が被災して、制約を伴う状態になったとしても業務が遂行できる体制を予め整えておくことが必要となる。



また、本市は、平常時から市民への公共サービスの提供を担っているところであるが、これらの業務の中には、当然、災害時であっても継続が求められる業務が含まれている。しかしながら、嬉野市地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。

このため、優先的に継続すべき通常業務までも含めた業務の継続が遂行できる体制を構築する必要がある。

嬉野市事業継続計画と嬉野市地域防災計画との主な相違点を列記すると次のようにになる。

○嬉野市事業継続計画と嬉野市地域防災計画の主な相違点

	嬉野市事業継続計画	嬉野市地域防災計画
作成主体等	<ul style="list-style-type: none">嬉野市が作成し、自らが実施する計画。	<ul style="list-style-type: none">嬉野市防災会議が作成し、市及び防災関係機関などが実施する計画。
計画の主旨	<ul style="list-style-type: none">発災時に必要資源に制約がある状態の下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できる様にする実効性確保のための計画。	<ul style="list-style-type: none">災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。
行政の被災	<ul style="list-style-type: none">行政の被災（庁舎・職員・電力・情報システム等）を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要性がある。	<ul style="list-style-type: none">行政の被災は必ずしも想定する必要がない。しかしながら、事業継続計画の策定などにより、業務継続性の確保等を計画に定める必要がある。
対照業務	<ul style="list-style-type: none">非常時優先業務	<ul style="list-style-type: none">災害対策に係る業務
業務開始の目標時間	<ul style="list-style-type: none">非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。	<ul style="list-style-type: none">必ずしも必要ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none">業務に従事する職員の飲料水・トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">業務に関する職員の飲料水・トイレ等の確保に係る記載は必ずしも必要ない。

参考資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府 H28. 2)

第5節 嬉野市事業継続計画の基本方針

大規模地震発生時における市としての責務を全職員が全うするため、次の基本方針に基づき、業務の継続を図るものとする。

- 1 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置付けされた災害緊急業務を最優先する。
- 2 発生から72時間までには、人命に係る災害緊急業務に重点を置くこととなるため、通常業務は一旦停止する。
- 3 休止、縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持に係る重要性をもって判断する。
- 4 市の施設は、避難場所等の災害時緊急業務として使用する場合以外、一般利用を休止する。
- 5 イベント・会議は原則中止する。
- 6 必要資源を確保する
 - (1) 市長不在時の代行順位の決定及び職員の参集体制の確立
 - (2) 代替庁舎の確保
 - (3) 電源の確保
 - (4) 飲料水・食料の確保
 - (5) 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保
 - (6) 重要な行政データのバックアップ

第2章 被害の想定

第1節 前提となる断層（嬉野市に地震被害を及ぼす断層）

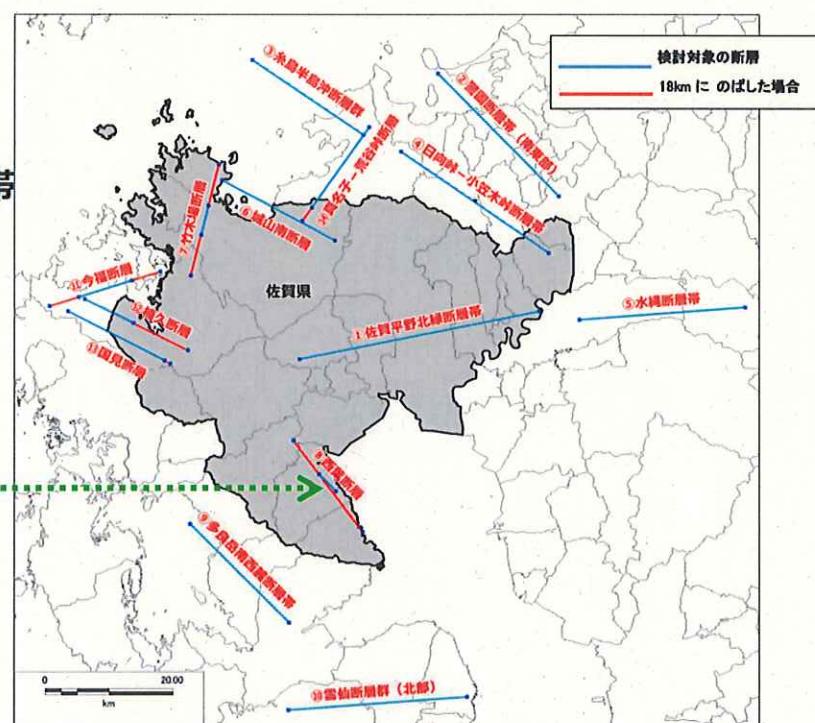
計画の前提となる断層や地震は、平成25年作成の佐賀県地震動予測調査結果を基に設定することとする。

第1 嬉野市周辺の主な断層

嬉野市周辺の主な（佐賀県が調査した）断層は、下図のとおりである。

【対象断層】

- 佐賀平野北縁断層帯
(県東部～中央部)
- 日向岬～小笠木岬断層帯
(県北東部)
- 城山南断層
(県北部)
- 楠久断層
(県南西部)
- 西葉断層
(県西部)



第2 計画の前提となる断層

佐賀県の調査によれば、嬉野市に影響を及ぼす断層として

- 佐賀平野北縁断層帯(県東部～中央部に走る断層)

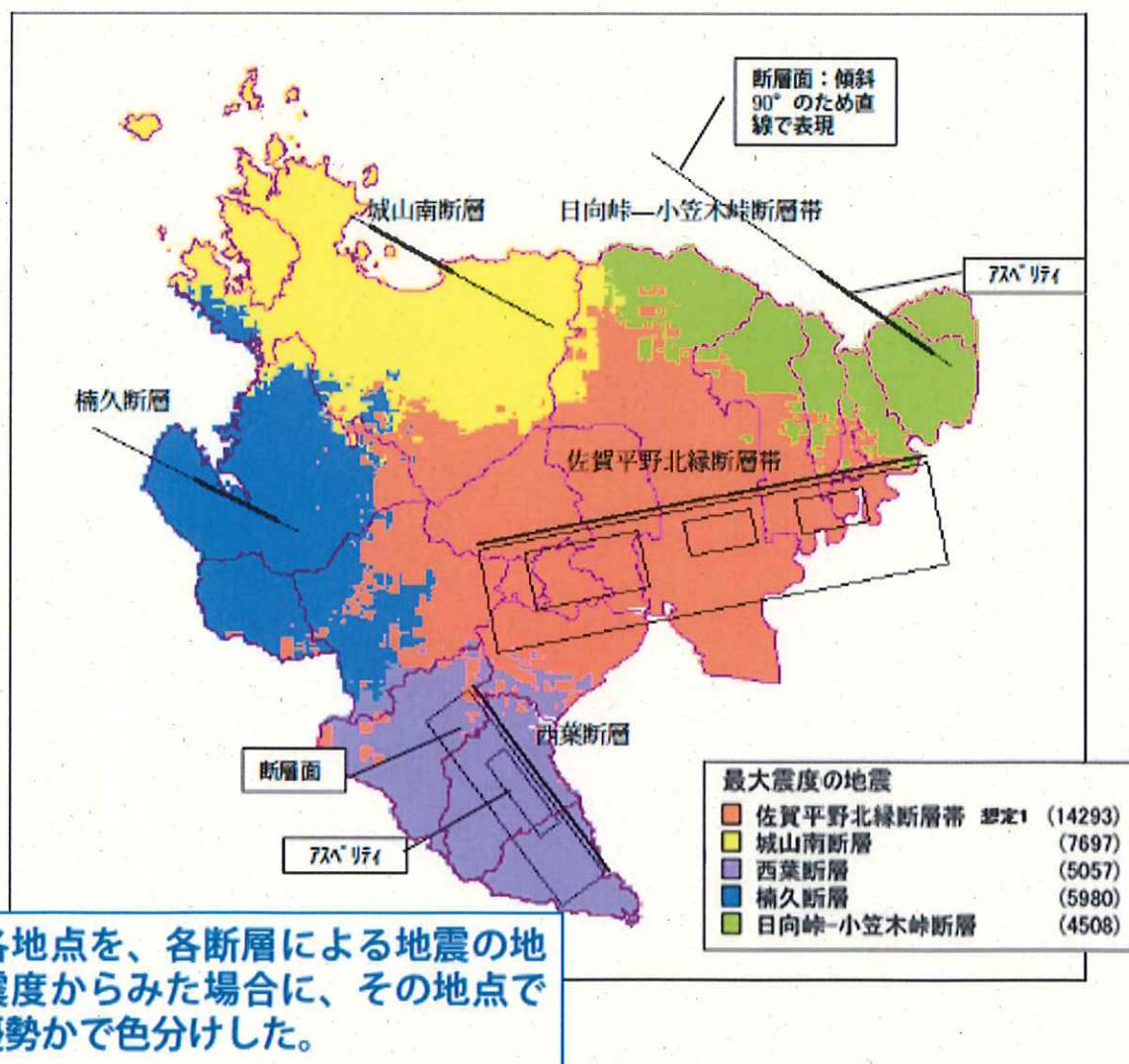
- 日向峠 - 小笠木峠断層帯(県北東部)
- 城山南断層 (県北部)
- 楠久断層 (県南西部)
- 西葉断層 (県西部)

がある。

このうち本市に最も影響を及ぼす断層が『西葉断層』であることから、同断層を本計画の前提となる断層として設定する。

西葉断層の影響が及ぶ地域【紫色の部分】

<地表の計測震度による県内の地域区分>

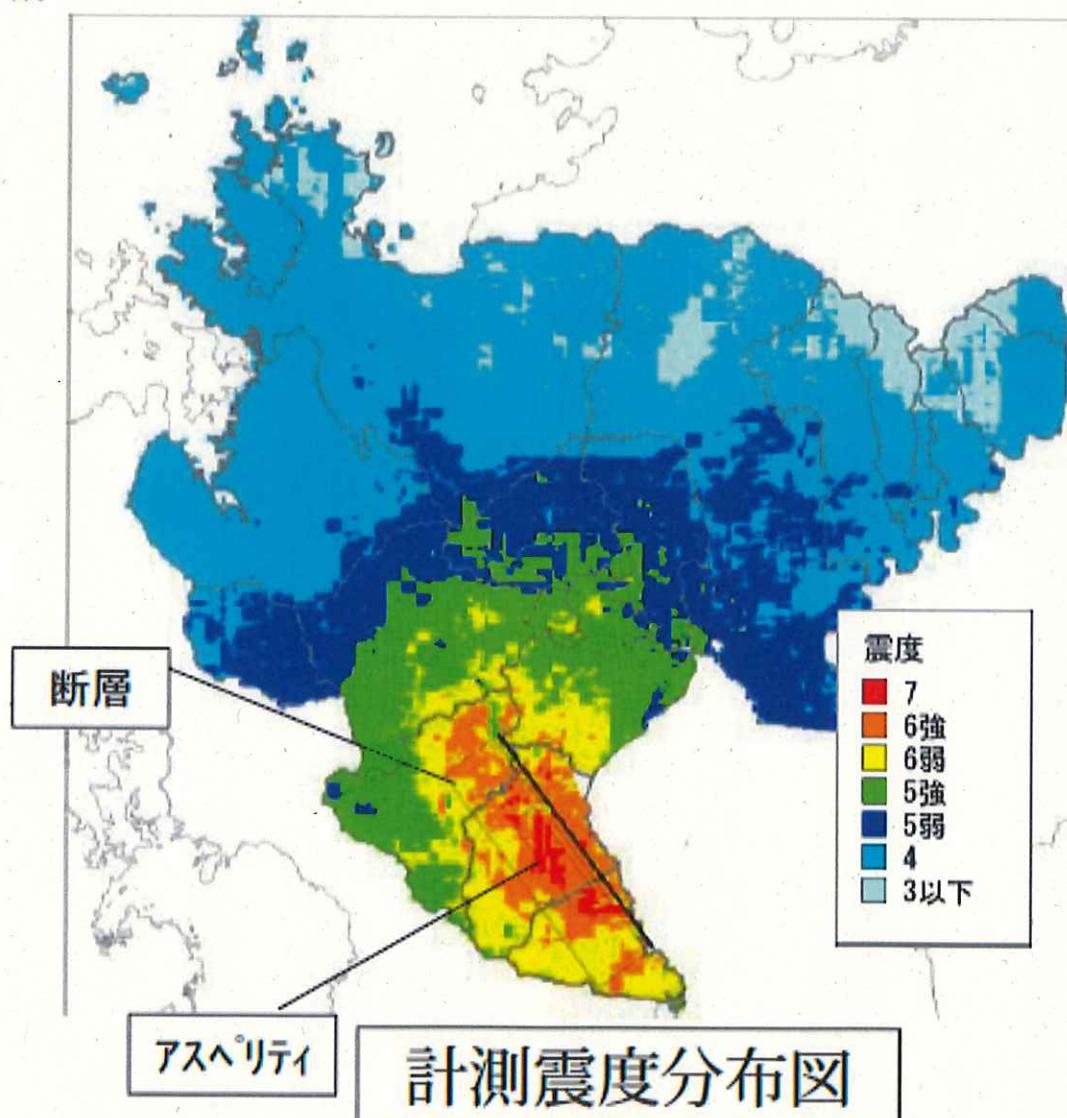


第2節 西葉断層の予想震度

第1 西葉断層の予想震度

佐賀県は、西葉断層が嬉野市に及ぼす影響を『最大震度6強』と予想している。しかしながら、隣接する鹿島市や太良町の一部では震度7が予想されていることから、嬉野市で震度7の揺れが無いとも言い切れない。

- ・アスペリティ1か所
- ・東側



第3章 嬉野市の特性

第1節 嬉野市の概要

本市は、平成18年1月1日、旧嬉野町と旧塩田町の2町が合併し、その面積が、 126.41 km^2 である。

平成28年9月30日現在の人口は、27,104人、9,881世帯である。

本市は、佐賀県の南西部に位置し、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市と、西は長崎県と接する。

第2節 自然条件

本市は、山地・丘陵地とそれらに囲まれた盆地、並びに有明海に開けた平地で形成されている。市の基盤となっている杵島層は、約3,000万年前に古第三紀を通じて堆積したとみられており、地形構造をみると北東の平野部と西部から南部にかけて山間部に分けられ、虚空蔵山を源として西から東に流れる塩田川が嬉野町と塩田町を結んでいる。

西部に位置する嬉野町は、下宿丘陵が位置し、藤津層と呼ばれる安山岩の上に形成されている。その最も西には2,000万年前に噴火した標高608mの虚空蔵山がそびえ、残丘（モナドノック）の弧峰を形成している。同地区は、周囲を山、あるいは丘陵に囲まれた盆地となっており、塩田川が東西に横断し、盆地の中心部に塩田川沿いの平坦地が広がる。

東部に位置する塩田町は、唐泉山と杵島山の間に展開している。なだらかな平野部では水田地帯が広がっている。有明海側に一部干潟の地層があるものの、その他は全域が比較的安定した地盤となっている。

嬉野町と塩田町を跨ぐ標高410mの唐泉山は、多良岳の寄生火山として生い立ちを同じくしており、地質的には虚空山と同じく火碎岩と溶岩の互層となっている。

本市は、特に軟弱な地盤は見当たらず、山間部も岩盤である為地震による被害は比較的小さいものと考えられている。

しかしながら、一部の平野を除き、多くが塩田川沿いの狭い平坦地で背後に

山々が迫っており、地震によって崩壊する恐れのある傾斜角30度以上の急傾斜地が多く分布している。

第3節 行政機能を持つ庁舎の状況

市は、行政機能として、2庁舎を有している。

1 塩田庁舎

平成5年に新築された。

地下駐車場の直上に鉄筋コンクリート4階建が建設されている。

2 嬉野庁舎

昭和37年に新築された。

鉄筋コンクリート3階建

新耐震基準に基づいた耐震構造が確保されていない。

耐震診断を実施予定（鉄筋コンクリート3階建）

第4節 職員の居住状況

嬉野市役所に勤務する者は、正職員、任期付職員、再任用職員、臨時職員、非常勤職員（以下、「全職員」と称する。）で構成されており、このうち災害発生に伴い自主参集、あるいは招集等により災害対策に従事することとなるのは、正職員、任期付職員、再任用職員（以下、「職員」と称する）である。なお、派遣職員は、派遣先において災害対策任務に従事するものとする。

1 『職員』の数

市長以下200名（平成29年1月4日現在）

2 『職員』の居住状況

(1) 市内居住者：166名（全体に占める割合は、約83.0%）

(2) 市外居住者：34名（全体に占める割合は、約17.0%）

第4章 想定する地震と被害想定

第1 想定する地震とその規模

想定する地震は、その震源を西葉断層地震とし、地震の規模がマグニチュード6.8(※1)、市内に震度6強の揺れをもたらすものとする。

第2 被害想定

県の調査結果による本市の被害想定は、次のとおりである。

西葉断層による嬉野市の地震被害等予測調査結果一覧表（佐賀県資料による）

被害項目	震源断層		西葉断層		
	季節・時間		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数(棟)		19,000		
	全壊・焼失棟(棟)		約540		
	全壊・焼失率(%)		3		
	半壊棟数(棟)		約1,600		
	半壊率(%)		9		
人的被害	滞留人口(人)	29,000	27,000	28,000	
	死者数(人)	約40	約20	約30	
	死者率(%)	0.1	0.1	0.1	
	負傷者数(人)	約280	約160	約200	
	負傷者率(%)	1.0	0.6	0.7	
	自力脱出困難者(人)	約50	約30	約40	
	自力脱出困難率(%)	0.2	0.1	0.1	
ライフライン被害 (被災直後)	電力	電灯軒数(軒)	約12,000		
		停電軒数(軒)	約50		
		停電率(%)	0		
	上水道	給水人口(人)	26,000		

ライフライン被害 (被災直後)	上水道	断水人口(人)	約 9,400
		断水率 (%)	36
	下水道	処理人口(人)	13,000
		機能支障人口(人)	約 190
		機能支障率 (%)	1
	固定電話	回線数(回線)	9,300
		不通回線数(回線)	約 70
		不通回線率 (%)	1
	携帯電話	停波基地局率 (%)	0
		不通ランク	E (停電率と不通回線率が各 20%未満)
生活支援 被災 1 週間後	LP ガス	復旧対象消費者戸数(戸)	約 9,600
		供給停止戸数(戸)	約 320
		供給停止率 (%)	3
	避難者	夜間人口(人)	9,000
		避難者数(人)	7,000
		うち避難所(人)	1,400
		避難者率 (%)	9
	物資	食料(食/日)	約 4,900
		飲料水(L/日)	約 1,800
		毛布(枚)	約 1,200
災害廃棄物	災害廃棄物(万m ³)		わずか

(注 1) 数量は、ある程度幅をもって見る必要がある。

(注 2) 数値は、小数点以下及び次の位を四捨五入した。

(1,000 未満 : 1、1,000 以上 10,000 未満 : 10、10,000 以上 : 100)

※1 地震の規模は、政府の調査結果である。

第5章 災害時優先業務

第1節 災害時優先業務とは

災害時優先業務とは、単に重要な業務であるか否かではなく、地震災害発生直後の市民の生命、身体、生活の安全を確保するための「災害応急対策業務」「優先して行うべき復旧・復興業務」「継続又は早期に再開すべき通常業務」をいう。

第2節 災害時優先業務の整理

第1 業務継続の対象期間

発災直後から1ヶ月程度

第2 業務継続の基本方針

大地震が発生しても災害時優先業務を継続するためには、当該業務を予め抽出して整理し、業務内容・開始を分類する必要がある。

第3 災害時優先業務の内容

- 1 市民の生命、身体を保護し、被害を最小限にとどめるために災害緊急業務を優先する。
- 2 市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一時的に停止する。

停止する業務は、平時の重要性を判断するのではなく、市民生活の維持等に係る重要性をもって判断する。

- 3 災害復旧の状況を見て、塩田庁舎・嬉野庁舎を軸とした初期体制から、各体制の応急期に移行し、可及的速やかに平常時の状態へ戻せるように応急期の災害業務を実施する。

4 災害時優先業務の内容と開始時期

(1) 災害対策業務

別表2のとおり

(2) 通常業務

別表3のとおり

第6章 必要資源の確保

第1節 必要な資源の確保

市職員は、想定する地震により庁舎等が甚大な被害を受けた場合においても、次の6項目について資源を確保し、迅速な復旧・復興、地震被害直後から必要な行政サービスが滞ることがないように努めなければならない
確保すべき必要な資源

- (1) 市長不在時の代行順位の決定及び職員の参集体制の確立
- (2) 代替庁舎の確保
- (3) 電源の確保
- (4) 飲料水・食料の確保
- (5) 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保
- (6) 重要な行政データのバックアップ

第2節 市長不在時の代行順位及び職員の参集体制等の確立

第1 市長不在時の代行順位

市長が遠方への出張、傷病、被災等の理由により登庁して地震発生直後から指揮をとることができない状況に陥った場合は、

- 1 副市長
- 2 総務企画部長
- 3 産業建設部長

の順で市長代行として災害対策の総指揮をとる。

なお、市長と連絡が取れる場合には、市長代行者が市長と綿密な情報共有を行い、市長の指示を仰ぎ指揮をとる。

第2 職員の参集体制の確立

地震発生時の職員の参集条件は、次のとおりとする。

震度	組織の構成
～3	<ul style="list-style-type: none"> 特段の指示がない限り、自主参集の必要がない。
4	<ul style="list-style-type: none"> 震度4で災害対策連絡室の自動設置(震度3で総務企画部長が必要と認めた場合も同様)防災・情報収集担当職員は自主参集。総務企画部長は、必要と認める職員等を召集 安否報告(全職員→グループ長→課長→部長→総務企画部長)
5弱 5強	<ul style="list-style-type: none"> 震度5で災害対策警戒本部の自動設置(震度4で副市長が必要と認めた場合も同様)防災、待機班、情報収集担当職員は自主参集。副市長は、必要と認める職員等を招集 安否報告(全職員→グループ長→課長→部長→総務企画部長→副市長)
6弱 以上	<ul style="list-style-type: none"> 震度6で災害対策本部の自動設置(震度5で市長が必要と認めた場合も同様) 非常勤職員・臨時職員・派遣職員を除く職員は、自主参集 安否報告(全職員→グループ長→課長→部長→総務企画部長→副市長→市長)

- ※ 情報伝達訓練(市長↔副市長↔総務企画部長↔部長↔課長↔グループ長↔全職員)を定期的に行い、確実に情報網を確立すること。
- ※ 震度6弱以上の場合は、相当時間連絡が取れない職員(正職員・任期付職員・再任用職員・非常勤職員・臨時職員・派遣職員)の自宅に赴き、職員等の安否を確認すること。

第3 登庁までに要する時間

地震発生後、自主参集の為に自宅から勤務先、自宅から最寄りの行政機能を有する庁舎に登庁する場合に要する時間を調査した結果は、別表1のとおりである。

第3節 代替庁舎の確保

地震に弱いと思慮される嬉野庁舎の代替庁舎については、塩田庁舎の会議室等の空室を活用するものとする。

また、甚大な被害を及ぼす地震が発生した場合には、塩田庁舎も被災するおそれがあり得ることから、市の施設で最も新しい社会文化会館に災害対策本部を置いて災害対策に従事するとともに、可能な限りの通常業務についても同会館において開始するものとする。

第4節 電源の確保

地震の影響により停電が発生した場合は、行政機能を有する施設に設置されている非常電源を作動させて電源の確保を行う。

担当部局は、非常時に活用ができないといった不測の事態に陥ることがないよう、平時における非常電源の確保及び燃料の点検を確実に実施し、万が一の場合に備える。

第5節 飲料水・食料品の確保

職員は、いつ発生するのか分からぬ地震災害に備え、平時より常に自らの飲料水と食料品を備え、定期的に消費するなどして適切な保管管理に務める。

第1 飲料水の確保

地震の影響で市内の水道管が破損し、各地への上水の供給が停止した場合、庁舎が断水する可能性が高い。

これは、市庁舎に、受水槽、飲用水高架水槽等の上水設備がないためであり、水道水の供給が絶たれれば、職員用の飲料水が瞬時に途絶してしまう。

庁舎内の自動販売機については、設置業者と非常時の無料活用について協定を締結しているものの、在庫数の把握ができない。

生命維持に欠かせない飲料水を確実に確保するため、発災後の初期段階においては、宿泊しての災害対策業務等を想定し、登庁時に各職員が2日分以上の飲料水を自分自身で持参するものとする。

第2 食料品の確保

食料品の確保についても、飲料水同様、被災者と共同で消費し、迅速かつ適切な災害対策に従事できる体制を整えなければならない。

第6節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害対策に最も有用なものは情報であることから、各種情報収集・情報提供、市民への広報等については、その手段を予め多様化させておくように努める。

また、災害発生時に相互の連絡が必要な関係機関等がどこであるのかを把握しておくことが必要である。

第1 NTT回線の固定電話・FAX

庁舎間、県庁等関係機関との有効な情報共有手段であり、平時より番号を把握しておくことで、万が一の場合に即座に対応できるように努める。

第2 防災電話

災害対策本部となる塩田庁舎総務課通信機器設置場所に防災電話を設置することとする。

第3 携帯電話等

非常の際には電話回線が使用できない事態に陥ることから、メール、SMS等、あらゆる手段を用い相互の情報共有を図るように努める。

第4 防災行政無線

防災行政無線による市民への情報提供は勿論のこと、防災メール、職員専用メール、職員招集メールを活用し迅速な情報の提供を行う様に務める。

第5 緊急速報メールの配信

パソコン通信が可能な状況では、緊急速報メールにより迅速な情報を提供できるように努める。

第7節 重要な行政データのバックアップ

重要な行政データのバックアップは、行政の生命線であり、いかような事態にあっても消滅してはならない。

重要な行政データのバックアップ先は、セキュリティ上明記しないものとする。

データバックアップ担当部署は、突然のシステムダウンやパソコン・ハ

ードディスクの破壊、ランケーブルの切断等最悪の場合に陥っても、その後の行政サービスに支障が出ることがないよう、日頃から適切かつ確実にバックアップを行わなければならない。

第7章 事業継続計画の向上に向けた取り組み

国、佐賀県の地震被害予測調査が新たに発表された場合及び西葉断層直下型地震等に関する新たな調査事実及び知見がもたらされた場合には、それらを踏まえて本計画の見直しを行い、実効性の向上に努める。

また、各課等の長は、職員等の異動等により、課員数、登庁までに要する課員の参集時間等が変化するため、所掌する本計画の内容について適宜見直しを行って、計画内容の充実に務め、計画内容を変更した場合には、防災担当課長（総務課長）に連絡する。